

ID: 222

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	排水設備の工事の検査		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町小規模集合排水処理施設条例 第7条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第148号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (排水設備の工事の検査)  第7条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、その日から5日以内に町長に届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日